

国有林野事業の造林及び製品生産事業請負契約における林野火災防止に係る 取り組み強化について（各事業の標準仕様書等の一部改正）

1 改正等の背景・目的

人工林が成熟し、主伐の増加が見込まれる中、今後、伐採跡地（注）における造林作業が増加し、林野火災の発生リスクも高まっていく可能性があります。こうした中で、先般、他局の国有林2箇所ですべてに林野火災が発生しました。この林野火災は乾燥注意報が発令される中、伐採跡地の地拵作業現場で発生したものであり、発生原因はタバコの可能性も否定されていない状況です。このような状況を鑑み、国有林の造林及び製品生産請負事業における林野火災防止に向けて、林野火災の発生リスクの高い伐採跡地の作業（地拵・植付・下刈）区域内では火気の使用（加熱式たばこ等の火気の使用を伴わない喫煙は含まない）を禁止することとし、その旨を標準仕様書に明記するとともに、請負事業者に林野火災防止に関する誓約書を事業計画書の提出と併せて提出をお願いすることとしました。

注：樹冠が疎であるほど林床が乾燥するため、樹冠のほとんどない伐採跡地は林床が乾燥しやすく林野火災のリスクが高い。

2 仕様書の一部改正内容（令和4年8月1日以降公告を行う事業から適用）

1) 「造林事業請負標準仕様書」第4条第9項

地拵・植付・下刈の事業区域内における火気の使用（加熱式たばこ等の火気の使用を伴わない喫煙は含まない）の禁止及び請負者に対する林野火災防止に関する誓約書提出の義務化

2) 「製品生産事業請負標準仕様書」及び「製品生産事業中部森林管理局仕様書」第4条第9項

請負者に対する林野火災防止に関する誓約書提出の義務化

3 林野火災防止に係る取組強化の考え方

- これまで、造林・生産請負事業では、喫煙場所を指定し、指定場所に限って火気の使用を認めてきたが、今後は、地拵・植付・下刈の事業区域内では、指定場所であっても火気の使用（加熱式たばこ等の火気の使用を伴わない喫煙（※）を含まない。）を禁止する。
- これまで、上記の指定場所については、特段の考え方は示していなかったが、今後は、車内・屋内及び林道・作業道等の路網上を優先して指定することとし、作業中の喫煙を厳禁とする。
- 地拵・植付・下刈の事業区域外の指定場所において火気の使用を伴う喫煙を行う際には周辺の可燃物（落葉・枝等）の除去を徹底するとともに、喫煙後は消火を徹底した上で吸い殻は必ず持ち帰ることとする。
- 刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には飛び火等による火災を起こさないよう注意して作業を行うこととする。

※「加熱式たばこ等の火気の使用を伴わない喫煙」とは、火気の使用を伴わない加熱式たばこ及び電子たばこを用いた喫煙を指す。